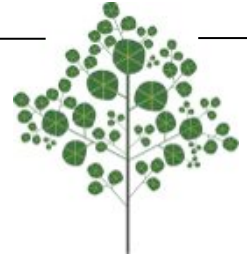




HURP通信



2014.8月戦後69年 特集号

ハーブつうしん vol.95

今の日本は「戦前に逆戻りしているのではないか」「かつて通った戦争への道をまた行くのではないか」。

このような言葉が、これほど危機感をもって語られたことがあったでしょうか。

HuRP では、敗戦から 69 回目の 8 月を迎えて、「軍靴の音が聞こえる前に：戦前と現在の共通点を探る」と題して勉強会を開きました。「戦争へとつながる途」を念頭に、大正から昭和初期の日本の政治・社会状況について、テーマごとに具体的に調べ、翻って現在を見るという連続企画です。戦争という究極の人権侵害を引き起こさないために、「戦争を起こす（に至る）には、何が必要なのか」を知

～軍靴の音が聞こえる前に～

戦後69年・戦前と現在の共通点を探る

る。それをイエローサインとして見極め、行動する鍵としたいという思いからです。

さきの戦争を、自らの体験として持つ人々が少なくなったとしばしば語られます。また、戦争の形態も様変わりしました。いずれにしても戦争は、国家が行うものであり、国民の「協力」なしにはできないのです。私たちは、歴史から学ぶことと、想像力を持つことによって、平和という選択肢を選び続けることができるはずだと考えています。

今号では、第一回の勉強会でを行った、若干の報告と議論を紹介します。これからも続けていく企画です。ご意見などあればメール等でお送りいただければと思います（参加も歓迎します）。



軍機保護法・国防保安法と特定秘密保護法

特定秘密保護法は、戦前日本で施行された軍機保護法(軍事秘密が対象)・国防保安法(外交・財政・経済や行政等に関する国家秘密が対象)との類似点が指摘されている。①秘密の範囲が広くあいまいで、何が秘密か不明、②行政機関の長が秘密を定める、③秘密の漏洩、探知・収集に加え、その未遂や過失、教唆・扇動、共謀も処罰対象となる点である。

【明治・大正時代】 1898 年、日露戦争を控え、平時・戦時を問わず一般国民へ適用可能な軍機保護法の制定を日本政府は急いでいた。この法には秘密を明確に定義・限定した条文がなく、議会で拡

大解釈の可能性が議論された。この法のもととなった陸海軍刑律第 70 条は 1871 年に制定されたが、日清・日露開戦までに、間諜罪、陸海軍卿(大臣)・外務大臣による軍事・外交関係記事の検閲、陸海軍刑律による処罰対象の拡大、軍事施設に関する機密漏洩を防止する法など、関連法が次々と制定されている。しかし、この時点では、官吏、軍人・軍属が主な適用対象で、それ以外の国民には主に言論・出版統制と関連情報からの遮断という手段がとられた。戦間期には軍機保護法の改正はなかったが、第一次世界大戦を経て、国家総力戦を企図した国防思想の宣伝普及が図られた。

【昭和戦前・戦中期】 日中戦争と来たる対欧米戦にむけて 1937 年に全面改正された軍機保護法に

より、秘密の範囲・種類は陸海軍大臣が規定することが定められた。その範囲が広く、さらに拡大することが議論を呼んだ。治安維持法(1925年)、国家総動員法(1938年)、国防保安法(1941年)、そして1941年の軍機保護法再改正により処罰範囲は拡大、国民意識の高揚のため防諜週間が展開され、内務省の指導のもと地域に防諜団体が結成された。

【戦後】 自民党がスパイ防止法の具体的な立法化を構想したのは1958年である。1961年の改正刑法準備草案にはのちに上程される「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案(スパイ防止法案)」とほぼ同内容の条文が盛り込まれるも、世論の反対で削除された。しかし、国家公務員の守秘義務違反は1948年に、米軍の機密収集・漏洩や保安隊の装備品に関する情報漏洩等は、1950年代前半にすでに禁止され、その対象と罪の種類

は法改正・関連法の制定によって拡大されていった。

首相発言や1978年の「日米防衛協力のための指針」締結、1980年の自衛隊スパイ事件等を受け、1985年にはスパイ防止法案が上程された。秘密の内容と処罰範囲が広く曖昧で、重罰主義(最高刑は死刑)の同法は、世論や自民党内からの強い反対で審議未了となった。尖閣諸島沖漁船衝突事件の映像流出が特定秘密保護法案提出のきっかけと言われる。しかし、自民党内にはスパイ防止法廃案後も同法再提出の動きがあった。また、2000年のロシア人による自衛隊へのスパイ事件のうち、自衛隊法にスパイ防止法案と同趣旨の秘密保護に関する義務規定と防衛秘密に関する規定が新設されたことなどから、本法制定にむけ、政府(特に自民党)は「たゆまぬ努力」を続けていたことは明らかだろう。(M.Y.)



大日本帝国憲法の天皇像に接近しつつある日本

明治維新政府は、自由・平等・民主主義を求める庶民の願いよりも、封建的な地主層と急速に台頭した支配層(資本家、官僚、軍部等)の利益を優先させました。それは、欧米列強の仲間入りをして植民地を拡大する道と一体化していました。そのために考案されたのが、天皇を主権者として国民を統合する中央集権国家的な大日本帝国憲法のシステムです。天皇を権威づけるための装置が、日本は天照大神を祖先神とする神武天皇から始まる「万世一系の天皇が統治してきた国」であるという国体論です。国体論は国家神道と不可分でした。国家神道は、①神を祖先とする天皇崇拜、②大規模な宮中三殿の建設と皇室祭祀、③神道は「宗教」ではないとして神社を特別な国家機関化すること(神社神道)を内容としていました(島藺進著『国家神道と日本人』)。「祭政一致」です。

戦没者を「神」として祭った靖国神社は戦争遂行の精神的支柱となりました。

戦後はどのように変化したでしょうか。島藺氏は、1945年12月のGHQの「神道指令」によって解体されたのは上記③の国家と神社神道の結合に過ぎ

ないと説明しています。1946年の天皇の「人間宣言」によっても、天皇は神の子孫だという国体論の重要な一角は護持されました。GHQも日本の支配層も天皇の権威を温存することによって、国民が真の主権者意識を持ち個人の自立と民主主義を徹底させることを避けました。「神道指令」は、皇室神道・皇室祭祀は「宗教」ではなく天皇や皇族が私人として実践する性格を持つとして、政教分離の対象外としました。平成天皇の即位の際の「大嘗祭」では、「公的性格の皇室行事」という位置づけのもとで政教分離の原則が無視されました。厚生省(当時)も関与して作成した名簿によるA級戦犯も祭神として合祀する靖国神社の毎年4月の春季例大祭には、天皇の勅使が昇殿し天皇からの供物を献上しています。自民党の改憲草案はこれらの延長線上にあります。すなわち、「日本国は長い歴史と固有の文化を持ち…天皇を戴く国家」であって、天皇を元首とすること、君が代を尊重しなければならないこと等を謳っています。瀨瀨厚教授(山口大)は、「戦死の意義を納得させる役割はしばしば交代する首相ではなく天皇しか考えられず、戦争の遂行にとって天皇の存在は不可欠となるはずである」と述べています(週刊金曜日8/9・15合併号)。

(H.T.)



学校教育に関する改革——道徳の教科化

安倍政権による教育に関する改革は様々な形で断行されていますが、ここでは「道徳の教科化」に関する動きについて取り上げます。

文部科学省は 2014 年 8 月 7 日の中央教育審議会の道徳教育専門部会で、学習指導要領により「学校の教育活動全体を通じて行うもの」とされ、年間 35 単位時間設けられている小中学校の「道徳の時間」を、「特別の教科 道徳」(仮称)へと変えることを内容とした骨子案を示しました。中教審はこの案をもとに秋までに文部科学相に答申を出します。そして早ければ、2015 年度から道徳が正式な教科となる可能性があります。

道徳が教科になることで何が変わるのでしょうか。骨子案には、教科書については、「質の高い教材」を「安定的・継続的に提供するために」学習指導要領に基づいた検定教科書を導入すること、評価方

法については、「数値による評価を行うことは不適切」であり「記述式の」評価を行う、ということが示されています。

戦前の初等・中等教育で行われていた道徳教育「修身」は、「教育勅語」に基づいて規定された道徳内容(徳目)を、国定教科書を用いて子どもたちに教え込んでいったというところに大きな特徴があります。今回の骨子案の示す、検定教科書の導入や、一定の「評価」を行うといった諸改革は、戦前の「修身」のように学校現場において国家による特定の価値観の押し付けが行われる危険性を孕んでいます。

憲法を変え、軍事力を増強し、そして、子どもたちへ特定の価値観を注入することで心を統制し、その行動を国が規定する枠内に留めさせる。教育に関する改革は、戦争をする国にするための要といってもよいものです。(S.K.)



美術表現の自由に対する規制

【戦前】 明治以後の戦前、表現の自由に対する禁圧は主に、良俗・風紀を乱すおそれのある表現と政府の根底を揺るがすような危険な思想に絞られ、表現と内容への監視は出版物から絵画や彫刻、展示場や演説会場にまで広がっていった。

1895 年の内国勸業博覧会では、黒田清輝(1866-1924)の『朝妝』が、裸体画の展示は風紀上の問題があるとして新聞などで批判を受けた。黒田は、裸体画と春画を同一視する世間を批判し、日本美術の将来のために裸体画を制作し続けた。しかし公開のたびに、裸体をモチーフにした作品だけが特別室に展示され、1901 年の白馬会展では『裸体婦人』が風俗壊乱にあたるとして、官憲の指示により裸婦の下半身を布でおおって展示される事態となった。

1919 年の二科展では、巡查殴打事件後に出所した大杉栄の肖像を描いた、林倭衛(1895-1945)の『出獄の日のO氏』が、内務省の命令により撤去された。理由は、反体制運動の指導者の肖像が公

衆の前に展示されるのは好ましくない、というもの。林は半日で描いたこの力作に、フランス語で「同志大杉出獄の日に」と遺している。

【現在】 現在の美術界でも、残念ながら戦前の表現内容の禁圧や言論統制に類似した規制が目立つ。

8 月 12 日、愛知県美術館で開催中の「これからの写真」展(8/1~9/28)で、男性の陰部などが写った鷹野隆大氏の写真作品 12 点について、わいせつ物の陳列にあたるとして愛知県警が同美術館に撤去を求めた。そもそも鷹野氏のブースには、監視員を置き観覧制限をしていたという。鷹野氏は美術館と協議し、氏の意向で“公権力による介入を隠すのではなく見える形に”展示方法を変更した。

性をテーマにした作品に対する規制に関しては、7 月、女性器をモチーフにした作品制作の企画支援者に女性器の 3D データ(数字と文字の羅列)を配ったとして、美術家のろくでなし子氏が、わいせつ電磁的記録頒布容疑で逮捕された事件も記憶に新しい。

2 月に東京都美術館で開催された現代日本彫刻

